

いんでガスメンバーサービス約款

第1条（目的）

本約款は、塩釜ガス株式会社（以下「当社」といいます）が運営する「いんでガスメンバーサービス制度」の内容及び入会条件等について規定するものです。

第2条（運営）

1. 「いんでガスメンバーサービス制度」（以下「本制度」といいます）とは、当社が、自ら又は他社（以下「提携会社」といいます）と提携して第3条（会員資格）第1項で定める会員に対し、特典・サービス（以下「会員サービス」といいます）を提供する制度です。

2. 本制度の運営業務は、当社の「いんでガスメンバーサービス事務局」（以下「事務局」といいます）が行います。

3. 当社は本制度の運営業務の一部を第三者に委託することがあります。

第3条（会員資格）

1. 会員とは、当社及び提携会社のサービス等をご自身の名義で利用されている個人の方で、本約款に同意のうえ、当社所定の申込書等（以下「入会申込フォーム」といいます）にて入会申し込みを行い、当社が入会を承認した方をいいます。

2. 会員となる方が、次の各号の何れかに該当する場合は入会をお断りいたします。又、入会後にその事実が判明したとき又は次の各号の何れかに該当するに至ったときは、直ちに会員資格を喪失するものとします。

(1) 16歳未満の場合。

(2)ご自身の名義で当社及び提携会社提供のサービス等を利用されている個人の方であっても、当社及び提携会社が提供するサービス等を事業用途に利用されている場合。

(3)法人・団体等の名義で当社及び提携会社提供のサービス等を利用されている場合。

(4)入会申込フォームに記載した内容等に虚偽又は不備があった場合。

(5)当社及び提携会社が提供する一切のサービス又は販売する商品等に関して、現に一つでも料金の支払いを怠っている場合、又は怠る恐れがある場合。

(6)本約款又はその他当社若しくは提携会社が定める規約、法令等に違反した場合。

(7)その他会員として当社が不適格と判断した場合。

3.会員は、会員たる地位及びそれに基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡することはできません。

第4条（会員サービス）

1.会員サービスの内容については、当社が別に定めます。尚、当社は、必要に応じて会員サービスの内容等を予告なく変更することがあります。

2.会員サービスの提供条件等は、本約款と併せて、当社及び提携会社が別に定める規約等（以下「その他の規約」といいます）が適用されます。

第5条（会員カード）

1.当社は、会員に対して、会員であることを証明し、会員サービスを受ける際に利用できるカード（以下「会員カード」といいます）を発行します。

2.会員は、善良なる管理者の注意をもって会員カードを管理するものとします。

3.会員カードは、会員本人のみ利用できるものとし、他人に譲渡、貸与したり、利用させたりすること

はできません。

第6条（禁止行為）

会員は、次の行為を行わないものとします。

- (1)第三者になりすまして本制度、会員サービス又は会員カードを利用する行為。
- (2) 本制度、会員サービス又は会員カードにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為。
- (3)会員カードを偽造又は変造する行為。
- (4)違法、不正又は公序良俗に反する目的で本制度、会員サービス又は会員カードを利用する行為。
- (5)営利の目的で本制度、会員サービス又は会員カードを利用する行為。
- (6)その他、当社が不適切と判断する行為。

第7条（入会金・年会費）

本制度の入会金・年会費は無料です。

第8条（個人情報の取り扱い）

当社は、会員から取得した個人情報について、別に定める「塩釜ガス株式会社 プライバシーポリシー」に基づき適切に取り扱います。

第9条（著作権等）

1.当社が本制度、会員サービスにおいて提供する情報の著作権は、当社又は当社に利用許諾した第三者に帰属するものとします。会員は、私的使用目的の複製など著作権法上認められている範囲を除き、著作権者の許諾なしに、これらの著作物を複製、頒布、譲渡、貸与、翻訳、使用許諾、転載、商品化、再利用等することはできません。

2. 本制度、会員サービス又は会員カードに関する特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権は全て当社又は当社に利用許諾した第三者に帰属しており、会員は、これらを侵害する行為をしてはなりません。

第 10 条（届出事項の変更）

1. 会員は、当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合、当社所定の方法により速やかに当社に届け出るものとします。

2. 前項の変更手続きが行われなかったことにより会員に生じた不利益又は損害については、当社は一切その責任を負いません。

第 11 条（会員カードの再発行）

1. 会員カードの紛失又は盗難にあった場合、速やかに事務局までご連絡ください。会員の本人確認後、当該会員カードを失効させ、新しい会員カードを発行します。但し、再発行手数料は会員の負担とします（500 円税込）。会員カードの紛失及び盗難が発生した時点から失効手続完了までの期間中における第三者による会員カードの不正利用その他の行為により会員が損害を被ったとしても、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切その責任を負いません。

2. 会員カードの破損又は汚損があった場合、当社までご提示ください。破損等の状況を確認したうえで、新しい会員カードを発行します。但し、別に定める再発行手数料は会員の負担とします。会員カードの破損又は汚損等による損害に関し、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切その責任を負いません。

第 12 条（退会）

- 1.会員は、当社所定の手続きにより本制度を退会できるものとします。
- 2.会員が会員資格を喪失した場合は、その時点をもって自動的に本制度から退会となります。
- 3.退会時には、当社所定の方法により会員カードを回収する場合があります。

第 13 条（停止）

当社は、会員が次の各号の何れかに該当する場合は、会員に対して事前に通知することなく、会員サービスの利用を停止することがあります。

- (1)支払期日を経過しても、当社及び提携会社のサービス利用料その他の料金を支払わない場合。
- (2)第 6 条（禁止行為）の各号の何れかに該当する行為を行った場合。
- (3)郵送、電話又は電子メールによっても、当社から会員へ連絡がつかない場合。
- (4)前各号のほか、本約款及びその他の規約、法令等に違反した場合。

第 14 条（有効期限）

会員カードの有効期限は、当社が会員に会員カードを発行したときから、会員が会員たる資格を喪失するときまでとします。

第 15 条（損害賠償・免責）

- 1.会員は、本約款及びその他の規約、法令等に違反したこと、又は会員の責に帰すべき事由により、第三者に迷惑又は損害を与えた場合は、会員の責任と費用負担において解決するものとします。
- 2.会員カードの破損又は汚損、システム障害やシステムの保守管理等の事情により、会員が会員サービスを利用できない場合があっても、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

第 16 条（本約款の変更）

- 1.本約款の内容は予告なく変更することがあります。その場合は「いんでガスメンバーサービスホームページ」（以下、「いんでガスホームページ」といいます）等で公表します。
- 2.前項の公表後に会員が会員カード又は会員サービスを利用した場合、もしくは当社の定める期間内に退会手続きを行わない場合は、変更後の約款の内容を承諾したものとみなします。

第 17 条（会員サービスの中断・終了）

当社は、会員に対して、次の何れかの場合、予告なく会員サービスの一部又は全部を中断又は終了することがあります。その場合は「いんでガスホームページ」等で公表します。

- (1)災害等の非常事態の発生。
- (2)法令の改廃や社会情勢の変化。
- (3)その他当社のやむを得ない都合による場合。

第 18 条（合意管轄裁判所）

会員と当社との間の本制度に関連する一切の紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 19 条（準拠法）

本約款の成立、効力、解釈並びに本制度の運営及び会員サービスの提供に関しては、日本国法に準拠するものとします。

第 20 条（案内）

本制度に関する事項は、「いんでガスホームページ」及び事務局で案内していますので、本約款と併せて

ご参照下さい。